「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）」の添付書類一覧

この届出書には、死亡日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添　付　書　類	
1	定款の写し
2	株主名簿の写しその他の書類で特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
3	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項若しくは第28項において準用する同条第６項若しくは第12項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第４項若しくは第５項において準用する同条第２項の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第20項又は第29項において準用する同条第８項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し(注1)
4	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し(注2)
5	死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

（注）１　上記３の書類は、死亡日が次の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

①	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日
②	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日

２　上記４の書類は、死亡日が上記（注）１の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合において、贈与税について届出を行うときであって、都道府県知事から交付を受けている場合に提出してください。

３　死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し(※1)
②	次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。） イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。） ロ　合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第９項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し(※2)

（※１）　①の書類は、上記（注）１の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（※２）　②ロの書類は、上記（注）１の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（令３．６）